

奥州市の認定こども園・

保育園で働きませんか？



奥州市公式マスコットキャラクター
「おうしゅうたろう」

令和7年度より、奥州市内の私立の特定教育・保育施設等で新たに保育士等として働く方を支援するため、保育士等就労奨励金制度を開始します。

詳しくは、市ホームページまたは下記の問い合わせ先へおたずねください。



◀奥州市ホームページ
保育士等就労奨励金ページ

奨励金額と交付期間

○就労1年目：月3万円

○就労2年目以降：月1万5千円

- ・交付期間は、60月（5年間）
*産休、育休等により休業している期間（1か月に満たない就労期間を含む。）には交付しませんが、復職後に交付を再開します。
- ・年度末に就労実績を確認し、年度分を一括交付します。

交付対象者

- 保育士、幼稚園教諭のいずれかの資格を有している方
- 令和7年4月1日以後に市内の私立の特定教育・保育施設等に新たに就労する方
- 常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務等）として保育業務に携わる方
- 年度末まで同一施設に継続した就労実績があり、翌年度も勤務する意思がある方
- 市税の滞納がない方

※対象外

- ・市内の特定教育・保育施設等に保育士等として雇用された経歴がある方

【問い合わせ先】

奥州市健康こども部保育こども園課 幼保支援係 ☎ 0197-34-1634（直通）
Eメール hoikukodomo@city.oshu.iwate.jp

申請から交付までの流れ



一緒に
働くびん
(働こう!!)

申請書等は、奥州市 健康こども部 保育こども園課へ持参、郵送のいずれかの方法で提出してください。

① 『奥州市保育士等就労奨励金交付申請書』に、次の書類を添えて申請してください。



- ・誓約書兼同意書
- ・雇用契約書または勤務条件通知書等の写し
- ・保育士証または幼稚園教員免許状の写し
- ・履歴書（市販のもので可）
- ・その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）

② 申請内容を審査のうえ、「奥州市保育士等就労奨励金交付決定通知書」により申請者へ通知します。



③ 年度末に『奥州市保育士等就労奨励金実績報告書』と『奥州市保育士等就労奨励金請求書』に、次の書類を添えて提出してください。



- ・在職証明書
- ・その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）

④ 実績報告書等の内容を審査のうえ、奨励金を指定口座へ振り込みます。

【留意事項】

- 申請は年度ごとに必要です。
- 申請内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡願います。
- この奨励金は、税務上は「雑所得」です。申告の詳細については、税務署または住所地の自治体（課税担当課）にお問い合わせください。
- 奨励金の交付決定後、交付対象要件に該当しなくなった場合や、虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けた場合は、交付決定や既に交付した奨励金の全部または一部を取り消し・返還していただくことがあります。